



法令の言語変異を探る

著者	松田 謙次郎
著者別名	MATSUDA Kenjiro
雑誌名	Theoretical and applied linguistics at Kobe Shoin : トークス
巻	14
ページ	23-43
発行年	2011-03-21
URL	http://doi.org/10.14946/00001488



法令の言語変異を探る*

松田謙次郎

Exploring the Language Variation in the Law

MATSUDA Kenjiro

Abstract

Does language variation exist within the law? This paper takes up the question, and examined the existing Japanese law with a corpus tool. The language variation. two alternations between two different verb conjugation types (sahen/godan (e.g., *zokus-inai/zokus-anai* ‘do not belong’) and sahen/kami-ichidan (e.g., *ronz-uru/ronz-iru* ‘to discuss’) conjugation pattern) are shown to exist in the law through an examination of 14 high-frequency verbs. Not only does the variation exist among different laws, it also exists between laws promulgated in the same year and, furthermore, *within* the very same law. As such, the result most eloquently demonstrates that the variation is well below the consciousness of the lawmakers and bureaucrats, and that language variation can be located even in the most carefully scripted texts. Some advantages and disadvantages of law texts as linguistic data are discussed, and the following topics are mentioned for further study: the need for tracing the revision history, a possibility of fossilization of an archaic form through a copy-and-paste of the specific phrases in the preceding laws, and the identification of unnoticed dialectal forms in bylaws.

法令を言語資料として使用する試みとして、現行法令に見られるサ変動詞の五段・上一段活用とのゆれを調査した。総務省「法令データ提供システム」からダウンロードしたデータを検索ツール「ひまわり」用にXML化し、実際に変異が認められ生起数が100以上の14の動詞について未然形（五段）・終止形（上一段）で抽出を行い、各活用型での使用率を計算した。ゆれは多

*本論文は、第136回変異理論研究会（2009年12月5日、於関西大学）と、国立国語研究所基幹型共同プロジェクト「多角的アプローチによる現代日本語の動態の解明プロジェクト」第2回研究発表会（2010年6月12日、於国立国語研究所）での口頭発表に基づくものである。両日の活発なディスカッションを通して、筆者は多くのことを学ばせて頂いた。また、データ整理では神戸松蔭女子学院大学大学院生の平島晶子さんと新井文人君にお世話になった。この場をお借りして皆様に厚くお礼を申し上げる。言うまでもなく本論文のすべての責任は筆者個人にある。この研究の一部は、平成22年度科学研究費補助金基盤研究(B)(課題番号)「法令・条例コーパスにおける言語変異・変化現象の研究」(代表者 松田謙次郎)を受けてなされたものである。

くの法律にわたって存在するばかりでなく、同年公布の法律間、また同じ法律内にもゆれが存在することが確認された。厳重な審査をくぐり抜けて公布された法令にこうしたゆれがあるという事実は、活用の変異が意識されていないことを物語るばかりでなく、きわめて厳密に吟味されたテキストであろうとも言葉のゆれは存在することを示すものと言える。法令を言語データとして使用することの長所や問題点を指摘した上で、今後の課題として、改正履歴の追跡、制定段階における前例踏襲・固定表現化の可能性の追究、条例における気づかない方言の問題などを指摘した。

1. はじめに: 問題意識

法令が法治国家としての日本の重要な屋台骨を成していることは周知の事実である。2011年1月1日現在我が国には7,501本の法律があるが、法令はつまるところ文章（法令文）の堆積である。その堆積は電子ファイルにすると200MBを超える。この途方もない量のテキストデータを言語変異のデータとして活用できないか、というのが本論文の出発点であり問題意識である。

もちろん、法令は国家の礎をなす重要な文書であり、その制定に当たっては草案作成から国会での成立に至るまでに数多くのプロセスが存在し、その過程で無数の修正・チェックが入る。その厳しさたるや、新聞や雑誌の比ではない。当然バラエティとしては標準語性が高くなり、また前例踏襲型の文章も多くなることが容易に予測される。つまり多数のプロフェッショナルの目を通過した、標準語性・定型性の高い文章が法令ということになるわけだが、果たしてこうした文章が「言語変異」のデータとなり得るであろうか。おそらくはこうした懸念ないし先入観からか、これまでの法令を言語変異データと見なして分析を施した研究を筆者は寡聞にして知らない。本論文は法令データの変異分析から、(1) 法令にも言語変異が存在し、(2) それは従来の変異理論的アプローチでも十分解明しうる性質のものであり、(3) 法令が内包する言語変異は言語社会言語学的に興味深い問題へと導く、の3点を示そうとするものである。

2. 法令とは

法令と言語の関係に対するさまざまなアプローチを概観する前に、まず本論文中で言及する「法令」の意味するところを整理しておきたい。法令は、まず憲法・法律（国会の議決を経て制定する法形式）、命令（国の行政機関が制定する法形式）、政令・府令・省令を指すものである。さらに場合によってはこれらに加えて、条例・規則（地方公共団体が制定する法形式）、最高裁判所規則（最高裁判所が制定する法形式）そして訓令（上級官庁が下級官庁に対して発する命令）を含むこともある（法令用語研究会, 2006）。この論文では後者の広義の法令を想定している。

3. 法令と言語に対するアプローチ

さて、法令の変異分析が見当たらないということは、過去に法令の言語的性格に関心が持たれなかったことを意味するわけではない。むしろかなり以前より法学者による法令で

使用される言語の特徴に関する分析は行われてきており、また近年では法言語学 (forensic linguistics) の勃興や我が国での裁判員制度の導入に伴い、この方面の学問的興味は以前よりむしろ格段に高揚しつつあると言っても良いであろう。以下、法と言語へのアプローチを (1) 伝統的アプローチと (2) 法言語学の 2 つに分けてざっと振り返ってみよう。

3.1 伝統的アプローチ

まず、「伝統的アプローチ」とでも言うべき接近法がある (大久保, 1957; 林大・碧海純一 (編), 1981; 長尾, 1985; 大河原, 2009)。これは、法律文の難解性や特有の語彙・読み・意味に注目した上で、その性格を記述的に明らかにしようとするものであると言える。法律文の難解性は、長文、長い修飾語、条件文の多さなどに起因するものであるとし、また、例えば接続詞の使い分け「又は」「若しくは」「及びに」「並びに」といった接続詞の細かな使い分けの存在、「意思」、「輸贏 (しゅえい、「勝ち負け」の意)」、「瑕疵 (かし、「欠点・欠陥」の意)」といった独特の法律用語や「遺言」に対する「イゴン」という読みの存在などを指摘し、法律文がいかにかに日常の日本語文の中にあって特異な位置を占めるのかを強調する。つまり、このアプローチは特殊な書き言葉としての法令の、主に語彙・文体に特化した研究であると特徴付けることができる。

3.2 法言語学

法律文の難解性、非日常性を強調する伝統的アプローチとは別に、言語学的知識の、法令・裁判・犯罪捜査などへの実践的应用を目指すアプローチが法言語学である (Gibbons, 2003; Olsson, 2004; 大河原, 2009; 堀田, 2009, 2010)。法言語学は決して法令文の分析に終始するのではなく、広く法と言語に関わる分野をカバーする領域であり、またその姿勢は一貫して実践志向であることから、法言語学は応用 (社会) 言語学であるということもできるであろう。¹法言語学は、狭義には「法における言語学的証拠に関わる分野」であるが、さらにもっと一般的に「言語と法に関する分野」と考える向きもある (Gibbons, 2003, 12)。脅迫状・脅迫電話の分析、盗作の立証、法廷での言語使用分析などといったその活動実績を見れば、法言語学の実践的な指向性は明らかであろう。法言語学は欧米ではすでに 1980 年代頃から興隆していた分野であるが、日本では最近になって、とりわけ裁判員制度導入に伴い、急速に関心が高まりつつあるというのが現状である。

3.3 本論文の立場

ではこの論文の立場はどこにあるのだろうか。格別に法令文の特殊性に焦点を当てるわけではなく、むしろここではその言語データ—言語変異と変化のデータ—としての有用性を証明しようという姿勢であるから、当然伝統的アプローチのそれとは異なる。法令を特殊なものを見なすよりは、一定の特殊性は認めつつも、小説、自然談話、テレビ番組、ブログ・チャットといった各種電子媒体の記録等々と同様に法令を純粹に言語的資料として扱おうとするわけである。

¹応用社会言語学については、ロング・ダニエル他 (編) (2001) を見よ。

また、実践的「応用」をさしあたり視野に含めないという点では、法言語学の立場とも異なる。法令の言語的バリエーションを解明することで、何らかの実社会的な還元は考えられる可能性もあるが、それは直接的な目的ではない。

ところで、小説、自然談話、テレビ番組と同様に法令を扱うと書いたが、それではなぜ法令なのだろうか。一番の理由は、それが一般に標準語の典型とされ、書き言葉の極致と考えられていると思われるからである。標準語の最たるものであり、法令という複数の書き手のもっとも高い注意が注がれた文書であれば、そこには日常言語に存在する言語変異などはあり得ないと我々は予想するだろう。まさにそうした「まさか法に言葉のゆれなんて」という先入観によって、これまで法令における言語変異は検討されることすらなく置かれていたのではないだろうか。法令は、我々の身近にありながら言語変異の実態が明らかでない、大きな盲点の一つであると言えよう。盲点であればそれを突かねばならない。本論文のもう一つの出発点はここにある。

法令を言語データとして扱うのには、別の理由もある。現在我が国では、明治・大正・昭和・平成と、4つの時代にわたって制定された法令が混在している。ここで言う「混在」とは、法令Aは明治期に、法令Bは大正期にという形の混在ばかりでなく、法令の改正によって同一法令中に異なる時期にわたって制定された部分を含むという混在も含む（§7.3を参照）。法令がこうした時代的多様性を内在するテキストであるという事実は、それだけで言語変異の存在を疑わせるに十分な状況の証拠であると言える。これが法令を言語データとして取り上げる2つめの理由である。

さらに消極的な理由ではあるが、法令がその性格上、著作権処理に煩わされることなく使用可能で、使用に当たって何らの課金も発生せずに、政府のサイトからダウンロードして（§ref法令コーパス参照）そのまま使用可能なフリーデータである点も見逃せない。大規模データで毎年必ず更新（すなわち既存法令の改廃、新法の制定によって）され、少々面倒ではあるが執筆年代も同定可能なパブリック・ドメインに属する標準語テキストデータ。法令を言語データとして扱う動機付けは、以上で十分であろう。

4. 法令における言語変異例：サ変動詞活用のゆれ

魅力的なデータであるとはいえ、法令は文字データとしてしか存在しえない以上、分析しうる言語変異の種類は、文字・表記・形態論・統語論・談話といったレベルに限定されてしまう。² 本論文では、このうち形態論のレベルに注目し、サ変動詞に見られる活用変異を取り上げる。

以下に見るように、サ変動詞の中には、活用形によってサ変と五段、サ変と上一段でゆれが観察されるものがある。³

- (1) サ変と五段のゆれ: 愛しない～愛さない、属しない～属さない、達しない～達さない、反しない～反さない

²明文化されない慣習法については除外する。

³以下、田野村(2001)の分類中、(B)「属する」類と(C)「信ずる」類に対応する。さらに網羅的な語彙リストについては、田野村(2001)を参照のこと。

- (2) サ変と上一段のゆれ: 応じる～応ずる、論じる～論ずる、重んじる～重んずる、察する～察する

この変異のうちサ変と五段のゆれについては、田野村 (2001, 15) において、「一字漢語部分が促音・撥音・長音を含まない場合に五段化しやすい」という一般化が明らかにされている。⁴これにより、例えば「属する」の方が「達する」「反する」よりも五段化されやすい（すなわち「反さない」よりも「属さない」という方が使われやすい）ということになる。一方で、こうした一般的な性質に帰属させがたい、語彙ごとに独特な分布を見せる語彙的拡散とも言うべき現象が見られることも明らかにされている (松井, 1987)。語彙的拡散があるにせよ、ある程度は一般化が発見されている五段とのゆれに比べて、上一段とのゆれについてはその明確な要因は未だに不明である (田野村, 2001)。変異はまた、活用形によっても分布が異なることが真田 (1986) によって指摘されており、例えば未然形の方が終止・連体形よりも五段化されやすい。真田 (1981) はこうした言語内的条件とは別に、言語外的条件の存在にも言及しており、方言差 (五段化率: 東日本 > 西日本) や男女差 (五段化率: 女性 > 男性) などがあることを指摘している。

このように大まかな言語内的・外的制約条件が判明している言語変異現象は、どのような結果が予想されるかが判明しており、今回のようにテキストデータ自体の探索的調査の場合には非常に都合が良い。次のセクションでは、データとして使用する法令をコーパス化した法令コーパスのあらましを概観してみよう。

5. データ：法令コーパス

現行法については、総務省「法令データ提供システム」(<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>) で入手が可能である (図 1)。このサイトからは、現在施行されている全法令が、検索語、法令名、法令の種類、公布年月などで検索可能である。

しかし、いちいちサイトで検索するのは面倒であり使い勝手も悪いので、ここでは Perl スクリプトを使用して全文をダウンロードした上で、国立国語研究所が開発したコーパス検索ツール「ひまわり」(<http://www2.ninjal.ac.jp/lrc/index.php?%C1%B4%CA%B8%B8%A1%BA%F7%A5%B7%A5%B9%A5%C6%A5%E0%A1%D8%A4%D2%A4%DE%A4%EF%A4%EA%A1%D9>) 用に XML 化したものをコーパスとして使用した (図 2)。⁵ 法令コーパス用設定ファイルを選択すると、「ひまわり」で、検索が可能になる。さらに、法令名でフィルタを掛けることも可能である。なお、データ自体の大きさは、テキストデータで 218MB、ひまわり用検索関連データファイル一式で 771MB である。将来的には、形態素解析エンジン MeCab (<http://mecab.sourceforge.net/>) によりテキストデータに品詞タグ付けを施し、より詳細な検索を可能にする計画を立てている。

⁴なお田野村 (2009) では調査対象をさらに広げた大規模な調査結果が報告されている。

⁵ダウンロードから XML 化のスクリプト作成、および「ひまわり」用設定ファイルの作成の作業は、国立国語研究所の小木曾智信氏のお手を煩わせた。この場をお借りして小木曾氏に厚くお礼を申し上げる。なお、以下分析で使用したデータは 2009 年 12 月現在のものである。

e-Gov (イーガブ) は総務省が運営する総合的な行政ポータルサイトです

e-GovのTOPへ戻る

電子政府の総合窓口 イーガブ

法令検索 行政手続案内検索 パブリックコメント 府省ホームページ検索 お知らせ サイトマップ

最新にお読み下さい！法令データ(注釈版)のダウンロードよりあるご質問
新設法令一覧 未施行法令一覧 廃止法令等一覧

法令データ提供システムの利用にあたっての注意事項

本システムで提供する法令データは、総務省行政管理局が官報を基に、施行期日を遡えた一部改正法令等を被改正法令へ浴け込ます等により整備を行い、データ内容の正確性については、万全を期しておりますが、官報で掲載された内容と異なる場合は、官報が優先します。

総務省は、本システムの利用に伴って発生した不利益や問題について、何ら責任を負いません。

法令(憲法・法律・政令・勅令・府令・省令・規則)の内容を検索して提供します。

はじめて利用する方は、こちらを必ずお読みください。

11月21日 平成23年1月1日現在のデータに更新しました。(詳細)

過去のお知らせ

■ 法令用語検索 (指定した用語を含む法令の内容が表示されます。)

任意の用語を全角文字で入力してください。
(複数の用語を入力する場合は、スペースで区切ってください。)

↑すべての用語を含む

検索対象 全ての法令

検索単位 法令単位

結果表示 20件

公布年月の範囲指定 上なし 年 月 ~ 年 月

■ 法令索引検索 (一覧から選択した法令の全文が表示されます。)

法令名の用語索引

指定した用語を法令名(略称法令名)中に使用している法令一覧が表示されます。

略称法令名検索 有 無 略称法令名一覧

五十音索引

法令名(かな)の先頭文字を表から選択すると、該当する法令一覧が表示されます。

図 1: 法令データ提供システム トップページ

6. 調査法

変異の調査のためには、調査語彙を選択する必要がある。今回は、田野村(2001, 12)で掲げられているリスト中の動詞で、サ変～五段、サ変～上一段の変異が実際に法令コーパスで変異が認められ、生起数が両変異形の合計で100以上の動詞14語に限定することにした。以上の条件を満たす動詞は、以下の通りである：

- (3) サ変～五段：属する、有する、害する、供する、適する、要する
- (4) サ変～上一段：応ずる、命ずる、減ずる、講ずる、準ずる、乗ずる、生ずる、通ずる

これらの動詞について、サ変～五段は「～しない・～さない」に、サ変～上一段は「～ずる・～じる」に限定して検索を行った。本来であればこれらの活用形すべてにわたり検索を展開すべきであるが、今回は探索目的ということで、限定した検索を行うことにした。検索結果を文脈と共に取り出し、それぞれの変異形の割合を計算した。

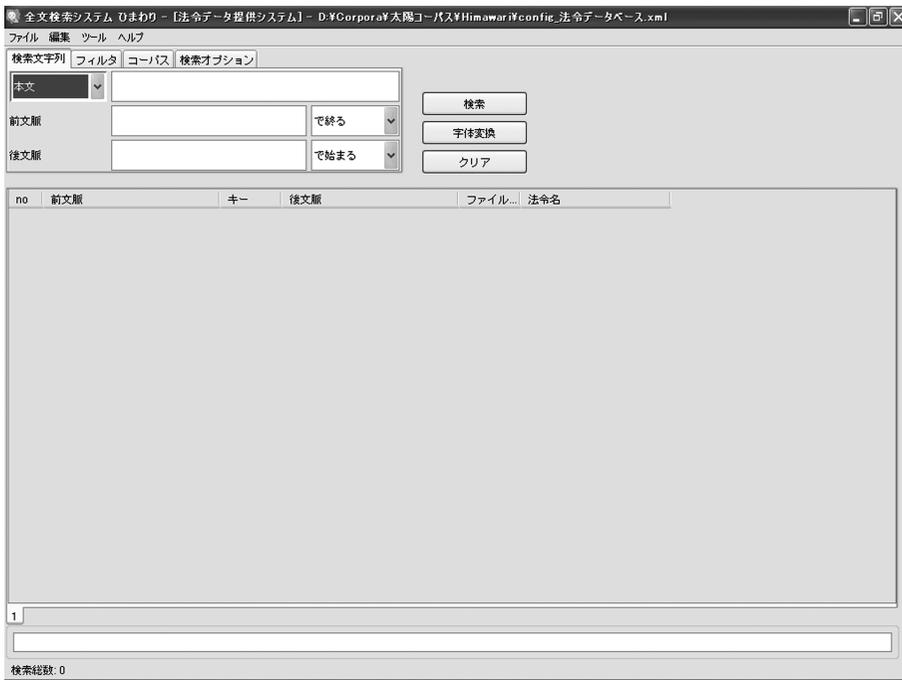


図 2: 「ひまわり」検索画面

7. 結果

7.1 サ変～五段

サ変～五段の分布を五段化率としてまとめたのが表 1 である。⁶ここでは、動詞による五段化率には大きな差があることが認められる。これはつまり、法令内でかなりな活用変異が存在することを示しているということである。やはり、法令にも言語変異が存在するのである。

「供しない」「有しない」の五段化率が低いのは、いずれも長音を含む単語であり、「一字漢語部分が特殊音素を含まない場合に五段化しやすい」という田野村 (2001) の法則にも符合する。つまり、他の言語データで当てはまるのが、法令データでも成立することになる。どうやら法令データと言っても、それほど特別視する必要はなさそうである。実際の例を見てみよう。まずは、同年に公布された異なる法令間でのゆれである。「有しない～有さない」と「害しない～害さない」について、それぞれ 1950 年と 2006 年に公布された法令間でのゆれを示す。

- (5) 「有しない～有さない」: 1950 年のゆれ

⁶ 「要さない～要しない」のパーセンテージはゼロになっているが、実際には 1 件のみデータが存在する。以下の (7) のデータがそれである。

建築基準法施行規則（1950年公布、2009年最終改正）

第一条4項七号

一 エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を 有さない 部分の構造

植物防疫法（1950年公布、2005年最終改正）

第六条

一 植物検疫についての政府機関を 有しない 国から輸入する植物及びその容器包装であるためこの章の規定により特に綿密な検査が行われるもの

(6) 「害しない～害さない」：2006年のゆれ

会社法（2006年公布、2009年最終改正）

第百八十二条六項3号

三 株式交換完全親会社と株式交換完全子会社とが共通支配下関係にあるときは、当該株式交換完全子会社の株主（当該株式交換完全子会社と共通支配下関係にある株主を除く。）の利益を 害さない ように留意した事項（当該事項がない場合にあつては、その旨）

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（2006年公布）

第十五条

検察官は、前条第一項に規定する裁定、報酬の決定又は費用の額の一部が確定していない場合であっても、資格裁定を受けた者（当該資格裁定が確定している者に限る。）に対し、被害回復給付金の支給を受けることができると見込まれる者の利益を 害しない ことが明らかであると認められる額の範囲内において相当と認める額の被害回復給付金の支給をすることができる。

次の例は、同一の法令中に見られる変異事例である。つまり、同じ法令の条文の中に、異なる活用形式が同居しているケースである。

表 1: サ変～五段のゆれ

	五段化率(%)	総語数	異なり法令数
適しない～適さない	17.76	214	140
属しない～属さない	15.10	1,099	277
害しない～害さない	8.27	133	77
供しない～供さない	2.80	178	88
有しない～有さない	0.97	3,018	765
要しない～要さない	0.00	4,386	1,157

(7) 同一法令内の「要しない～要さない」

厚生年金基金令（1966年公布、2008年最終改正）

（基本方針の趣旨の提示を 要さない 保険料又は共済掛金の払込み） 第三十九条の十六

…

第四十一条の三の二

3 前二項の規定にかかわらず、前条第二号の場合にあつては、第一項第二号及び第三号に掲げる者の同意を 要しない ものとする。

(8) 同一法令内の「属しない～属さない」

地方自治法施行令（1947年公布、最終改正 2009年）

第百六十八条の七

2 会計管理者は、普通地方公共団体の長の通知がなければ、歳入歳出外現金又は普通地方公共団体が保管する有価証券で当該普通地方公共団体の所有に 属しない ものの出納をすることができない。

…

第百八十二条

地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票については、市町村の選挙管理委員会は、関係区域の選挙人名簿に登録された者で同一の政党その他の政治団体に 属さない もの中から開票区ごとに三人以上五人以下の開票立会人を選任し、これを開票管理者に通知しなければならない。

高速道路事業等会計規則 (2005年公布)

附則 (2009年改正)

別表第一 (第6条関係) 勘定科目表 資産 I I 固定資産

無形固定資産 (その他の固定資産)

…処分予定の土地等、高速道路事業、兼業事業及び各事業共用固定資産のいずれにも 属さない 固定資産

…

その他の投資等

他の科目に 属さない 投資その他の資産

以上の結果からは、現行法令の中に動詞活用のゆれは全体として存在するばかりでなく、同年に公布された法令であっても変異が見られることもあり、さらに同じ一つの法令の条文の中でも変異が見られるということが確かめられた。法令は改正を繰り返すのだから、確かに別段同年に公布されていてもその後の改正によって別な変異形が加えられたとしても、経過した期間中に言語変化が進行したと考えれば不思議ではない。しかし、「有しない～有さない」の例に挙げた建築基準法施行規則と植物防疫法は、同年に公布され、最終改正も似通った年である。「害しない～害さない」の会社法と犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律は、いずれも2006年とごく最近の公布年である。にもかかわらず異なる形式が使われているという事実は、同時期に法の作成に関わっている関係者の間で動詞活用にゆれがあることを示す何よりの証拠となろう。改正履歴を綿密に追わないと確実なことは言えないが、同一法における変異の存在は、公布されたその段階ですでに変異が存在する可能性すらあることになる。

7.2 結果 2: サ変～上一段

次にサ変～上一段の結果を見てみよう(表2)。ここでも五段化同様、上一段化も法令内に大きな変異が認められるが、やはり田野村(2001)の記す通り、分布に明確な規則性を見出すことは困難である。先の五段化とは異なり、やはりサ変動詞の上一段化は語彙的拡散によって進行しているのではないだろうか。上と同様に、ここでもまずは同年公布の異なる法令間に存在する変異から見ていこう。

表 2: サ変～上一段のゆれ

	上一段化率 (%)	総語数	異なり法令数
乗ずる～乗じる	23.95	167	71
通ずる～通じる	18.18	583	125
応ずる～応じる	10.4	1,366	1,075
生ずる～生じる	9.97	6,962	1,494
減ずる～減じる	5.16	310	120
講ずる～講じる	2.83	7,281	1,563
命ずる～命じる	0.47	4,508	1,042
準ずる～準じる	0.34	8,287	1,762

(9) 命ずる～命じる：1963年のゆれ

戦傷病者特別援護法（1963年公布）

第二十四条

厚生労働大臣は、この法律による援護を受ける戦傷病者について負傷若しくは疾病の状態又は障害の程度を調査するため必要があるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

不動産の鑑定評価に関する法律（1963年公布、最終改正2006年）

第十四条の九

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした実務修習業務規程が実務修習の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その実務修習業務規程を変更すべきことを 命じる ことができる。

次に、同一法令内の変異である。

(10) 同一法令内の「生ずる～生じる」

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

第二条3項

建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事（以下「新築工事等」という。）当該工事に伴い副次的に 生ずる 建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為

…

第十七条

都道府県は、当該都道府県の区域における対象建設工事の施工に伴って生じる特定建設資材廃棄物の発生量の見込み及び廃棄物の最終処分場における処理量の見込みその他の事情を考慮して、当該都道府県の区域において 生じる 特定建設資材廃棄物の再資源化による減量を図るため必要と認めるときは、条例で、前条の距離に関する基準に代えて適用すべき距離に関する基準を定めることができる。

(11) 同一法令内の「講ずる～講じる」

コンビナート等保安規則（1986年公布、2007年最終改正）

（液化天然ガススタンドに係る技術上の基準）

第七条の二

十三 液化天然ガスの貯槽に取り付けた配管には、第七号の規定により 講ずる 緊急遮断措置に係るバルブのほか、当該貯槽の直近にバルブを設け、かつ、液化天然ガスを送り出し、又は受け入れるとき以外のときは閉鎖しておくこと。

…

第七条の三

二 圧縮水素の充てんは、充てんした後に容器とディスペンサーとの接続部分を外してから車両を発車させることにより、圧縮水素が漏えいし、又は爆発しないような措置を 講じる こと。

以上、五段化・上一段化について異なる法令間・同一法令内での変異事例を見てきたが、実は多くの場合、同一法令内では変異形は一つであることが多い。例えば、昭和23年公布の金融商品取引法では96件全部が「命ずる」であり、同じく租税特別措置法（昭和32年公布）では、173件全部が「生じる」であり、さらに一般高圧ガス保安規則（昭和45年公布）でも126件全部が「講ずる」なのである。同一法令に同じ動詞について変異が存在するのは、例外的な現象のようである。

しかしながら、例外的とは言え同一法令内にゆれがあるという事実は何を示すのであろうか。一番簡単どころでは、一本の法令の作成に複数執筆者が関与していることの傍証になるが、これは当然のことなのでここではこれ以上追究しない。もう一つ、もっと重要なこととして、活用形変異の存在が気づかれていない証拠であると言えそうである。法令の執筆に関わった関係者に今回調査した活用変異に関する意識が高ければ、おそらくこうした変異はどこかの段階でチェックされて抹殺されていたに違いない。動詞可能形は法令中に使われていても、ら抜き言葉は発見されないことを考えれば、このことは明らかであろう。ら抜き言葉は現代日本語に存在する言語変異の中でも、話者の間で意識が高く、法令執筆に関わる関係者のうち誰かが仮にそれを使用したとしても、即座に別の執筆者によって訂正されるからである。ところが、活用の変異はそうではない。「言われてみればそういうバリエーションもあるか」という程度の、限りなく無意識に近いレベルの意識である。ら抜き言葉ほどの意識レベルには到底達しないために、変異形は曖昧なまま使用され、結果として両変異形も関係者一同の目をすり抜け、法令に残ってしまうわけである。

この関係者一同の「無意識」とはどれほどのものであろうか。後に§8.の法制定過程の所でも触れるが、この「法令執筆に関わる関係者」の中でもっとも重要な役割を果たすのは、多くの場合内閣法制局である。この内閣法制局での法案の検討段階の一つである予備審査と言われる下審査では、あらゆる角度から法案に対して検討が加えられて修正が加えられていくのが通例であり、極端な場合、無修正で済んだのは題名と附則の字だけだったというエピソードもあるほど徹底したものである（西川, 1998）。法令はこの予備審査に達するまでも、関係省庁のスタッフによって立案・執筆され、また成立過程においては政府・与党の関係者の目にも触れている。活用の変異は、これほどまでに徹底した内閣法制局の審査もくぐり抜け、さらに国会審議もくぐり抜けた末に現行法令に堂々と登場しているのである。まさに集団的無意識という他はない。

いずれにしても、すでに法令中にも活用の変異は存在することが判明した。ところで、法令の言語とは、教科書や辞書の記述と同様に、我々が標準語の典型例として考える類の書き言葉である。標準語、つまり方言色も口語色もなく、文法的違反のない「正しい」と考えられる日本語である。その法令にも言語変異が存在したという事実は、標準語とされる体系そのものにゆれが存在し、どこまで純粋化したとしても言葉のゆれは消滅しないことを何よりも雄弁に示す事実だとも言えそうである。

7.3 法令の制定年代との相関

さて、近代的な意味での法は、日本において明治以来ずっと制定され続けている。それぞれの制定時には、法はそれぞれの時代の言語体系を使って表現されている。よって、法は明治・大正・昭和・平成と過去 100 年以上にわたりそれぞれの制定時の言語状態を反映しているはずだと考えられる。つまり法を制定年順に並べれば、言語変化が追跡できるはずだという推論が成立する。それでは、活用変異を、その変異形が含まれる法の制定年代順に整理したら一方向的なきれいな分布が見られるであろうか。「属さない」と「応じる」でこれを確認したのが、図 3・4 である。

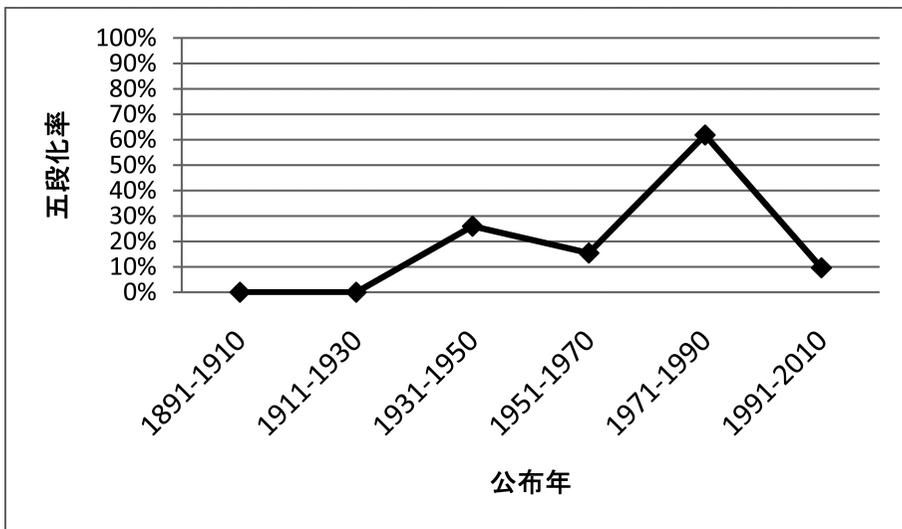


図 3: 属さない: 五段化の制定年による経年変化

予想に反して、グラフの線はどちらかと言えば増加傾向にあるが、それほど明確な右肩上がりというわけでもない。これはどういうわけだろう。ここでは決定的な結論は出せないが、いくつか考えられる可能性を提示しておこう。

最初の可能性は、保守的文書としての法令の性格である。一概に書き言葉は話しことばより進行中の変化を反映するのがはるかに遅れるものだが、法令はその中でもとりわけ保守的であると考えられる。そのために、明確な右肩上がりにならないのではないだろうか。

次に、考慮されていない重要な内的条件がある可能性もある。今回の場合、確かに五段化に関して言えばある程度の内的要因は先行研究によって明らかにされている。しかし、各動詞が実際に出現する言語的環境はさまざまである。活用形の後に続く形式の差、生起しているのは主文中なのか埋め込み文中なのか、などといった要因は考慮されていない。こうした要因によって混乱が引き起こされている可能性は否定できない。

「固定表現化」も十分あり得るシナリオである。これは、ある特定語句の連続が、定

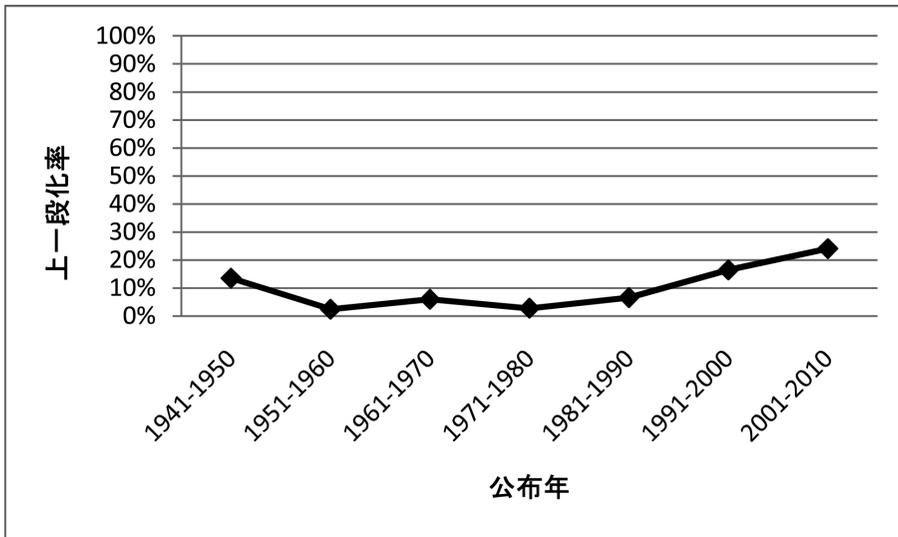


図 4: 応じる: 上一段化の制定年による経年変化

型化した言い方として固定されるという筋書きである。その特定語句に、いずれかの変異形が含まれていれば、例えその変異形の使用が変化の流れから見て不自然であろうとも、その文脈では生き残ってしまう。今回のデータ中では、「属しない」の固定化が窺えるケースが散見した。例えば、「属しないものに関する」という表現は、法令を超えて平成から頻出するよう見える。これは、「属する」に関してのみ、法作成過程において何らかの規制がかかった、もしくは内部文書としてマニュアルの類ないし法令作成用の用語用字例が作成された可能性が考えられる。同じことが、「生ずる恐れ」、「属しないものに関する」、「乗ずるもの」などといった表現にも言えそうである。

ただし、こうした人為的規制の発生は、同時に極端な分布を生むはずである。例えば、図 5 に見るように、国会会議録ではかつて「むつかしい」「むずかしい」「難しい」の 3 種類の表記が存在したが、1980 年代初頭に用字例で漢字に統一された直後に、他の 2 種類（「むずかしい」「むつかしい」）の生起率はほぼ 0% になっている（坂口, 2005）。法令に果たしてこうした極端な分布が、部分的にせよ存在するのか。これは今後のデータ分析を待つほかはない。

3 つめの可能性は、改正による混乱である。後に見るように、法令は制定後に改正という名の修正を繰り返し施される。長年にわたりこれが繰り返されると、極端な場合明治期から平成にかけてのすべての文体を含んだパッチワークのようになる。大河原 (2009, 66) の引く、商法の例を以下に掲げてみよう。

- (12) **商法**（明治三十二年三月九日法律第四十八号）最終改正年月日:平成二〇年六月六日法律第五七号

第五百四十二条

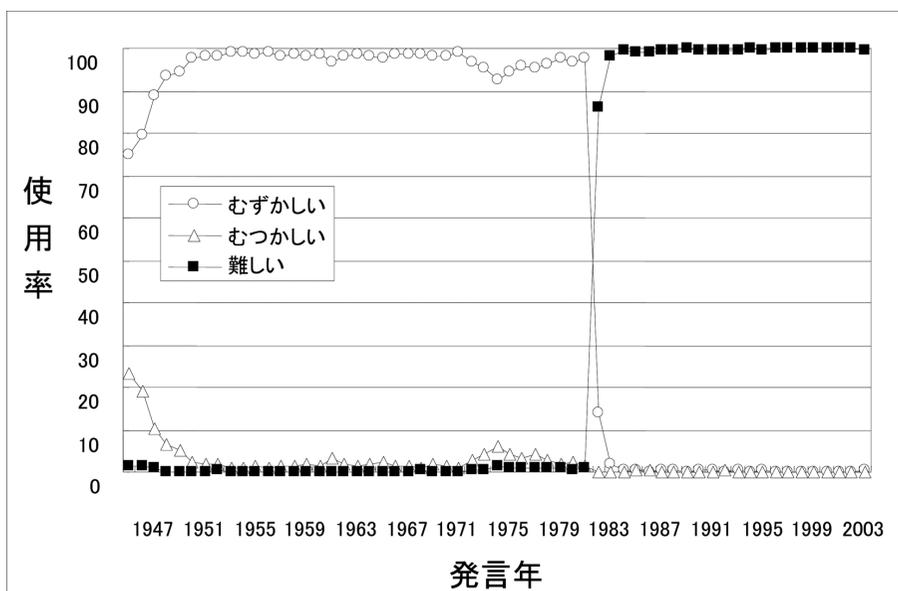


図 5: むつかしい・むずかしい・難しい：国会会議録における用字例の影響

匿名組合契約が終了したときは、営業者は、匿名組合員にその出資の価額を返還しなければならない。ただし、出資が損失によって減少したときは、その残額を返還すれば足りる。

第五章 仲立営業

第五百四十三条

仲立人トハ他人間ノ商行為ノ媒介ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ

第五百四十四条

仲立人ハ其媒介シタル行為ニ付キ当事者ノ為メニ支払其他ノ給付ヲ受クルコトヲ得ス但別段ノ意思表示又ハ慣習アルトキハ此限ニ在ラス

ここでは、同一法令文中で表記が漢字仮名交じりから突然漢字カタカナ交じりに一変している。これは、商法のように明治32年制定という長い歴史を持つ法令では、部分的に明治・大正期の表記をそのまま受け継いでいるからである。折に触れて改正された箇所は現代文の表記で新たに条項が書き加えられるが、改正されなかった箇所はそのまま残存することになり、結果的にこのようなパッチワークが現出することになる。

図3・4のグラフでは、法令の制定年代との相関を検討しているが、すでに明らかな通り、これは本来条文のその特定部分が制定・または改正された年代との相関を考えるべき性質のものであった。これを、それぞれの法令につきその制定年で代表させてしまっ

たわけであり、このことによる混乱の可能性は、実は非常に高い。改正履歴の追跡は非常に時間のかかる作業となり、本論文では今後の課題とする他はない。

8. 法令文のゆれの起源：法制定過程

ここまでは、法令中に実際に観察される動詞活用のゆれをさまざまな角度から考えてきた。ところで、法の制定過程を考えた場合、そうしたゆれはそもそもどこで発生しているのだろう。ゆれの発生箇所について、現在入手できた資料から絞れるところまで絞ってみたい。図6は、きわめて簡略化して法制定過程を図式化したものである。

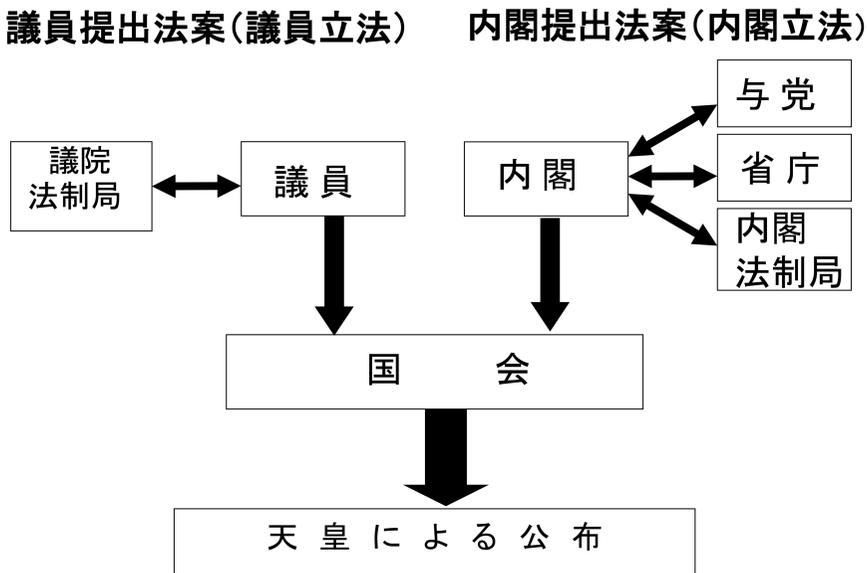


図6: 法の制定過程: 議員提出法案と内閣提出法案

まず、周知の通り法案は内閣立法と議員立法のいずれかの形で国会に導入され、審議の後成立に至る。内閣立法では、省庁で出された最初の案が審議会などの諮問・答申を経てから、関係各省庁との調整後与党との非公式な調整がなされ、内閣官房に送られる。内閣官房は内閣法制局へとこれを送り、厳重な審査を行う。法案はここで内閣官房に戻され、閣議決定へと進み、国会に上程されるという道筋を歩む。議員立法では議院から素案の提示を受けてから、衆参法制局が法案にまとめるまで関わるものとされる(西川, 2002)。⁷ いずれの過程でも法制局による用語・用字や表現などについての厳重なチェックは入るものの、言語学者が法案の条文について文法・表現に関するチェックを行う段階は見当たらないし、また筆者が個人的に調べた限りでも、言語学者の側でも、また法制局の側でもそうした話はないようである。

⁷内閣法制局については西川(2002)が詳しい。

ところで、法の成立には内閣立法と議員立法があると書いたが、実際には国会で成立する法案のほとんどは内閣立法によるものである。すると、上の図から考えて、法令作成にもっとも深く関わっているのは与党政政治家、省庁の官僚と内閣法制局の官僚であることになる。西川(2002)に書かれた法制定のプロセスを考慮すると、なかでも省庁や内閣法制局の官僚の文法が反映されている可能性がもっとも高いものと考えられよう。ケースは少ないものの、議員立法であれば議員と衆参法制局の官僚、その中でも省庁の官僚、および衆参・内閣法制局の官僚ということになる。つまるところ、法令の文法とは、こうした一連の官僚の集合的文法なわけである。この集合的文法に、先に見たような集団的無意識としてのゆれが存在し、法令の条文となって顕在化するというのが、法令における言語的変異の発生プロセスであると考えられる。結局、ゆれの起源はこうした官僚の文法に求められるというのが、本論での結論である。⁸

9. 言語データとしての法令

本論文では、サ変動詞活用の変異という観点から、法令を言語データとして扱い、その結果について論じてきた。こうした作業から、言語データとしての法令の性格も臍氣ながら浮かび上がってきている。このセクションでは、言語データとしての法令の性格を、調書と問題点に分けてまとめてみたい。

9.1 法令データの長点

まず長所として挙げられるのは、「スタイル差がほとんどない書き言葉」である点である。スタイル差がほとんどないのが長所であるとするには、異を唱える向きもあろう。しかしながら、例えば小説であれば地の文 vs. 会話、登場人物の社会的背景、談話の場面・文脈などといった要因により、さまざまなスタイル差が発生する可能性がある。新聞であれば、社会面、政治面、経済面、家庭欄といった違いにより、スタイル差が発生する。いずれもデータとして取り上げて分析する際には、こうした差を考慮し整理しなければならない。ところが、法令にはこうした差はない。民法はくだけたスタイルだが、刑法は改まったスタイルで書かれているなどということはなく、すべての法にわたり均一な（と考えられる）スタイルで記述されている。明治から平成にわたる長い年月の間に表記は変化し、また文体も変わったことは事実だが、いずれの場合もその時代のもっとも改まった書き言葉のスタイルであることに変わりはないであろう。これは、分析の際に少なくともスタイルは捨象できるという点で、分析者にとっては福音である。もちろん、部分的とはいえパッチワークによる甚だしい文体差も残るのではあるが。

また、当然ながら著作権も発生せず、それに伴う使用料もない。それにもかかわらず、テキストフォーマットで218MBと、それなりに大規模である。これを他のテキストデータと比較すると、毎日新聞記事コーパス1999年分のテキスト部分は23MB(730万語)

⁸実はもう一つ、国会審議における変異の発生という可能性も捨てきれない。これについては、国会会議録(松田, 2008)を通じて国会審議を追う必要がある。国会での法案は国会会議録検索システムではテキストではなく画像としてしか見られないが(http://kokkai.ndl.go.jp/KENSAKU/www_faq_top.html)、国会審議との絡みは綿密に追究する価値があるだろう。

であり、国会会議録は現在までのものをすべて入れると7GBである。法令コーパスは、ほぼ新聞9年分ということになる。国会会議録には及ばないが、そこその規模を持つデータと言って良いだろう。これがフリーで入手できるというメリットは大きい。

9.2 問題点

当然ながら問題点もある。まずは、その文書としての特異性である。法令文という性格上、(1)法令用語を始めとして特殊な単語・表現が頻出する反面、(2)一般のテキストであれば十分出現が予想できる単語や表現でも出現しないことが考えられる。具体的に示すと、例えば「当然」は77件ヒットするが、「もちろん」となると1件しかヒットしない。「どのみち」「いずれにせよ」などに至っては、現行法令ではヒットしない。また、構文であれば、現在・未来時制、義務表現（～しなければならない・せねばならないの類）、仮定法の多用、逆に一人称単数・二人称代名詞や敬語の使用頻度の極端な低さなないし不使用などが予測できよう。⁹こうした意味では特殊なコーパスと言わざるを得ない。しかし動詞活用、格助詞などのように、テキストの性格にあまり左右されなさそうな現象・対象であれば、かなり使い途のある資料にもなる。何より本論文での動詞活用変異調査は、そのことを示している。

2つめの問題点は、改正履歴である。すでに触れたように、ほとんどの法令は改正を繰り返してきており、現行法は言わば改正のパッチワークである。各改正箇所は改正時の言語状態を反映していると考えられるので、実は現行法令を検索する場合、それぞれの条文の改正履歴を詳細に調査する必要がある。しかしながら、これはとてつもなく大変な作業であり、費用もかかる。¹⁰現在のところ、これを行うためには紙ベースで過去の法令を丹念に洗うか、民間会社が有料で提供する法令データベースの使用を申し込むしかない。いずれにしても、時間と労力のかかる作業になるが、これは大きな課題である。

3つめは前例踏襲による固定表現化である。法令の執筆に当たり、執筆者たる官僚は当然ながらさまざまな関連法令に当たり、必要に応じてそれらの表現を踏襲していることが考えられる。先にも指摘した通り、これが重なれば特定語句の連続が固定表現と化し、たとえ古い表現であっても法令中に化石的に生き残る可能性がある。この問題については、今後さらに実例を探し出した上で固定化の過程を観察し、その実態を明らかにせねばならない。また、マニュアル化・前例踏襲の実態については、法令立案者・執筆者（法制局、議員、省庁官僚）にも直接確認する必要があるだろう。いずれも今後の課題とせねばならない。

9.3 法令における言語学的諸問題

法令というデータを選択することは、また新たな問題群を発掘することでもある。法令を言語データとして選択することで、どのような研究が可能になるだろうか。伝統的

⁹敬語については、皇室典範でもまったく敬語が使われていないことから、法令一般でもまったく使われていないことが予測できる。

¹⁰総務省の「法令データ提供システム」は、あくまで現行法のみを提供するものであり、過去の法令は「廃止法令一覧」「失効法令一覧」などという形では参照可能だが、現行法令の一部分をその履歴に遡って検索することはできない。

アプローチでは、特殊語彙・表現や文体がクローズアップされたが、これは一番明白な研究テーマである。外来語使用の動向調査は有望なテーマと思われるが、その他表記一般の問題がここに含まれる。

こうしてクローズアップされた分野がある一方で、本論文が取り上げたような形態論・文法論の分野にわたる研究はほとんど手つかずの状態に近い。これまで検討してきた動詞活用に限らず、助詞の変異（が～の、に～へ、が～を）、語順、省略現象などもすぐに頭に浮かぶテーマである。こうした文法的分野の問題群は、まさに手つかずの金鉱のように筆者には思われてならない。

目を転じて、方言を考えてみよう。法令は方言ともっとも遠いところにあるように感じられようが、実は広義の法令として条例を視野に入れると、「気づかない方言」(沖, 1991)による方言的要素の問題が現実的なものとなる。現在日本全国の条例をカバーするデータベースとしては、鹿児島大学法文学部法政策学科の運営する「全国条例データベース」(<http://joreimaster.leh.kagoshima-u.ac.jp/>)しかないようであるが、これも2008年10月2日以降更新が止まっている。法令のように簡単に網羅的な検索をする手立てはないのは残念なことだが、それでも「気づかれにくい方言」としてよく知られている「ラール」「校区」などを「全国条例データベース」で検索すると、やはり実際に使用されている条例が見つかることがわかる。すなわち、法令に方言的要素が含まれている可能性を探るのは、決して意味のない作業ではないのである。¹¹これもやはり法令データが拓く、新たな言語学の問題の一つに加えられるであろう。

9.4 法令と言語の言語社会学的問題：法令記述言語の標準化問題

法令を言語データとして分析した場合、上述の言語学の問題とは別に、言語社会学的問題も浮上してくる。それは§8でも述べたように、実際の法令執筆・制定の過程では、どこにも純粋に言語学者による言語学的見地からのチェックがなされていないという事実である。もともとそうした審査が制度化されていないことに由来する話だが、法治国家の礎をなす法令が、国語の専門家によるチェックをまったく経ることなしに制定されてしまうことに問題はないのだろうか。さまざまな時代に制定された法令が混在する以上、制定年による不統一があるのはやむを得ないが、問題は(7)??同一属しない)??同一生ずる)(11)の例が示すように、同年に制定された法令間にもゆれが見られることである。少なくとも、こうした面については言語学者の介入により統一ないし標準化が可能であろうし、また、過去の不統一についても改正に向けて言語学者が適切なアドバイスを加えることができるはずである。その場合どのような形で、誰が制定過程のどの段階で介入するのかなどについては本論文の域を超えるので、これ以上はここでは言及を避けたい。今後、諸外国での例を調査する予定である。

¹¹ 条例において気づかれにくい方言が使われているという事実は、「条例は地元の言語で書かれるべきか否か」という興味深い言語社会言語学の問題に繋がる。地元住民にとってもっとも身近な法令である条例は、地元住民がもっともわかりやすく親しみやすい言語で書かれるべきだという主張も可能だろうが、他地域住民の理解可能性を犠牲にする恐れのない共通語で書かれるべきだという反論も考えられる。

10. まとめと今後の課題

この論文では、そもそも法に言語変異が存在するのかという問題意識から出発して、まず動詞活用の変異の実態を明らかにし、その意味するところを検討した。さらに法制定過程からゆれの起源と考えられるものを同定することを試み、法令というデータソースの持つ長所や問題点、さらに法令制定過程において言語学者が関わらないことがもたらす問題点に言及した。法令というデータを選択するだけで、両手に余るほどの問題が発見できたわけだが、その分将来に向けての課題も少なくない。最後に、とりわけ重要と思われる課題を2つほど挙げて本論文の締めくくりとしたい。

課題の一つは、活用調査の深化である。活用形式（～する・すべき、～ぜ・じられ、etc）、接続形式、その他内的諸要因の解明がまずその筆頭に挙げられる。サ変～上一段の変異については、明確な内的要因そのものの存在をさらに追究する必要がある。こうした内的要因の吟味は、最重要課題の一つであろう。二つ目は、すでに何度か触れた制定年代・改正履歴による分析である。これについては法令データベースを用いて、調査対象動詞を絞った上で改正履歴を追う計画を立てている。これらについては、また稿を改めて報告することとしたい。

参考文献

- Gibbons, John (2003). *Forensic Linguistics: An Introduction to Language in the Justice System*. Oxford: Blackwell.
- 林大・碧海純一（編）（1981）. 『法と日本語』. 東京：有斐閣.
- 堀田秀吾（2009）. 『裁判とことばのチカラ—ことばでめぐる裁判員裁判』. 東京：ひつじ書房.
- 堀田秀吾（2010）. 『法コンテキストの言語理論』. 東京：ひつじ書房.
- ロング・ダニエル他（編）（2001）. 『応用社会言語学を学ぶ人のために』. 京都：世界思想社.
- 松田謙次郎（編）（2008）. 『国会会議録を使った日本語研究』. 東京：ひつじ書房.
- 松井利彦（1987）. 漢語サ変動詞の表現. 山口明穂（編）, 『時代と文法—現代語』, 『国文法講座』, 5巻, pp. 181–205. 東京：明治書院.
- 長尾龍一（1985）. 法的言語と日常言語. 『法学セミナー』, 371, 62–65.
- 西川伸一（1998）. 内閣法制局とはいかなる官庁か. 『カオスとロゴス』, 12 (152), 6–27.
- 西川伸一（2002）. 『知られざる官庁 新内閣法制局』. 東京：五月書房.
- 沖裕子（1991）. 気付かれにくい方言 — アスペクト形式「～かける」の意味とその東西差. 『日本方言研究会第53回研究発表会発表原稿集』, pp. 21–33.

Olsson, John (2004). *Forensic Linguistics: An Introduction to Language, Crime and the Law*. London: Continuum Intl Pub Group.

大河原眞美 (2009). 『裁判おもしろことば学』. 東京: 大修館.

大久保忠利 (1957). 法令用語を診断すれば—構文法から見た法律文章のわかりにくさの分析. 『法学セミナー』, **35**, 54-57.

坂口未来 (2005). 『むつかしい』と『むずかしい』の言葉のゆれ—国会議員における言葉のゆれを探る. 2005年度神戸松蔭女子学院大学文学部英語英米文学科情報言語コース卒業論文.

真田信治 (1981). サ変動詞をめぐる. 『大都市の言語生活 分析編』, 国立国語研究所報告 70-1, pp. 255-262. 東京: 三省堂.

真田信治 (1986). 「愛さない」と「愛しない」の揺れ. 『日本語日本文学』, **12**, 1-14.

田野村忠温 (2001). サ変動詞の活用のゆれについて—電子資料に基づく分析—. 『日本語科学』, **9**, 9-32.

田野村忠温 (2009). サ変動詞の活用のゆれについて・続—大規模な電子資料の利用による分析の精密化—. 『日本語科学』, **25**, 91-103.

法令用語研究会 (編) (2006). 『有斐閣 法律用語辞典』 (第三版). 東京: 有斐閣.

Author's E-mail Address: kenjiro@shoin.ac.jp

Author's web site: <http://sils.shoin.ac.jp/~kenjiro/>